【翻　刻】

平賀源内の伊豆来訪を伝える「鈴木家文書」

土井康弘

一、はじめに

有名な人物に伝説はつきものといえようが、少なからずその人となりを語る上で欠かせない情報となっていることは否めない。本稿で紹介する平賀源内（一七二八～七九）も同様である。時代の寵児が獄死という非業の最期を遂げたこともあり、『平賀実記』（成立年不明）などの著作が没後に記されたが、虚実入り交じった内容で、これを使用して平賀源内を評するには注意が必要である。巷で声高に語られる「土用の丑の日」というキャッチコピーも同様である。多くの人が「平賀源内が作った」としているが、これを物語る文献は未だ見出されていないのであるから。

「土用の丑の日」はともかく、当然のことと認識していた事柄が、こんにちまで伝わってきた根拠のあいまいな噂であったとなると何を信じてよいのか、困惑する人も多かろう。そのため、歴史的な記載をする者はいつも典拠が何であるかを明らかにする必要があるのは、いまさら語るまでもない。逸話として話を終えるのか、はたまた事実へと昇格できるのか。この隔絶たる差を埋めるものは同時代の信用できる史料でしかありえない。

これまで平賀源内について数多の研究があるが、文芸に偏った考察ばかりで本草学者としての実像はあまり明らかにされていない。このことはすでに自著(1)でも指摘したことであるが、執筆に用いた史料の多くは活字化されておらず、源内および本草学の研究を進展させるためにはこれらを公にしておく必要があると考えていた。このたび平賀源内が「伊豆芒消御用」として伊豆船原を訪問したことに関する文書を翻刻するのもそのような事情からである。

すでに平賀源内が、「伊豆芒消御用」として伊豆船原を訪問したことは同人の著書『物類品隲』（全

総合文化研究第21巻第１号（2015.6）

六巻、宝暦十三（一七六三）年刊）などで知られていた。船原で源内は宝暦十一年末から翌年にかけて、日本に産出しないと考えられていた「芒消」（硫酸ナトリウム）を見出し精製するのである。しかし、源内が来訪した船原の地でどのようなことが起きていたのかについては「鈴木家文書」の検討を待たねばならなかった。源内の来訪により船原で芒消採集地の利権問題が発生したこと、さらには源内の師田村藍水（元雄）（一七一八～七六）が宝暦十二年四月から五月二十三日までの間に同地を訪問したことなどを「鈴木家文書」は記していた。いわば、見えていた源内からの立場を月の表側とすれば、裏側である船原での活動がようやく「鈴木家文書」により明らかにされたわけである。この「鈴木家文書」により筆者は研究発表を行ってきたのであるが(1)(2)(3)、文書は活字化されることもなく人の目に触れることも少なかった。そのため、いまだ源内の伊豆での活動については、著者以外に「鈴木家文書」を活用した研究を目にすることはほとんどない。

本稿は、平賀源内が伊豆船原を訪問したことを伝える「鈴木家文書」の全文を活字化し、今後の研究に供することを目的として掲げる。また、この翻刻を通して、新たに発見されたものに対して江戸時代の人物がどのように認識し反応したのか、歴史学以外にもこの史料を活用する意義があると思われるのである。

二、「鈴木家文書」の「御用留」からみた平賀源内の伊豆船原来訪

すでに述べたように、筆者は「鈴木家文書」を使用して源内の伊豆船原来訪に関する研究を行ってきたが、これまで同家の「御用留」というべき史料については活用してこなかった。「御用留」には源内来訪を伝える二か所の部分があるが、これまで知られていなかった事実を伝えてくれるものとして注目に値する。そのため、資料１（図1、図2）として本稿で紹介し、検討を加えたい。

（資料１）

一、当村湯場より芒消（ぼうしやう）といふ薬種御尋として、田村元雄門人平賀源内様、韮山役所御手代柏木直左衛門様御差添御出、湯花を取御製法被成、吉奈七平方御宿ニて江戸へ御下し被成候
宝暦十二（ママ）年巳十二月廿日御出、廿八日修善寺村御出立、方々湯場を御廻り被成候
右湯御用ニ付、村分彦右衛門江之出入有之所、彦右衛門先祖四代先徳入と申者、普請湯ばへ致し候節、出入ニ而村分ニ相定村方へ証文取置申候、正徳四年午十月六日と申書付也、今宝暦十二年壬午迄四十九年立、右証文平左（ママ）衛門ニ有、証文預り源右衛門方へ取置也、午ノ正月

上記資料1からは、吉奈村の七平宅に宿泊していた源内ら一行が、船原に宝暦十一年十二月二十日以降にやってきて、二十八日に修善寺から方々の湯場をまわったことがわかる。また源内が帰った後、師の田村藍水（元雄）が船原を訪問したのは五月十七日であることを、同じく鈴木家の「御用留」では下記の資料2（図3）のように伝える。

（資料2）

一、右湯場ニ而芒消御用ニ付、午ノ五月十七日田村元雄様と申仁御出、則地頭屋敷より田村直左衛門様と申仁御出、五月十七日より（2字ほどアキ）御吟味御製法伝授被遊、次郎左衛門、源右衛門、彦右衛門、長左衛門、伊兵衛、五兵衛、平右衛門、右七人へ御授へ被成候

一、右田村御弟子、小島通長と申御仁も御出被成候

上記資料2は、後述で翻刻する「鈴木―第十二号」にも見えるように田村藍水（元雄）が船原で七名の人物に芒消の作り方を伝授し、「小島通長」なる弟子を同行させていたことがわかる唯一の史料として重視せねばならない。また、藍水は江戸に帰ったのち、村へのお礼を兼ねた書簡をあてていたことが、後掲「鈴木―第十七号」からわかるのである。

なお本稿は、これまで筆者が行った発表を補完するものであり、作成にあたり「鈴木家文書」を所蔵される鈴木郷平氏には、格別なご配慮をいただいたことを明記いたします。また、本稿を掲載するにあたり、小島智恵子先生にご尽力いただいたことを明記しておきます。

三、注と参考文献

（1）土井康弘『本草学者　平賀源内』講談社、2008年2月。

（2）土井康弘、大沢眞澄、武内博「平賀源内と芒消―伊豆鈴木家文書を中心として―」『科学史研究』182号、71～80頁、1992年6月。

（3）土井康弘「本草学者　平賀源内～伊豆での活動を中心として～」「まんでがん源内塾」第二期第3回（平成26年8月24日）於平賀源内記念館。

四、凡例

①本稿は、鈴木郷平氏が所蔵する文書のうち、伊豆船原に平賀源内が来訪したことを伝える一紙物の文書を翻刻したものである。

②活字文は、できるかぎり原本に忠実になるように心がけたが、基本的に常用漢字を使用し、異体字は本字に、仮名は現行のものに改めた。その際、

姓名については新旧いずれの文字を使用しているかについては判別できないので、文書通りに翻刻した。また、本文に付されているものを参照し、適時句読点を加えたことも明記しておく。

③原本において誤記と思われる箇所は、訂正するとともに注記した。

④史料を指示するにあたり、「鈴木 - 第〇号」などのように番号を付した。

⑤同様の文面が存在する際には、その旨を明記し、原則として一方のみを翻刻した。

⑥翻刻する史料のうち、特に重要だと判断したものは写真版を掲載した。

五、本文

［鈴木―第一号］

（端裏書）下書、此本書之義ハ平右衛門方ニ有之候

（本文）

相渡申一札之事

一、先年より村中之湯ニ紛無御座候所ニ、此度私儀意き（ヨテほどアキ）申候上、村中之衆中湯屋之儀不為申、湯走先年之野湯通りニ可仕候段御尤ニ奉存候所ニ、当村福泉寺同隠居御両僧様下舟原村仁左衛門殿、右衆中頼名主組頭衆中へハ不及申、惣百姓中迄御わび申、早速何れも御かつてん被成候故一入忝奉存候、湯屋普請ふき替之節ハ先年之通何れも御てつたい、若留湯之者御座候ハヽ、其之代金右御定之通り村中へ出し可申候、尤湯治人之義ハ村中之内何方ニ落付候共、少もかまい無御座候、湯之儀ニ付意ぎなる儀申候ハヽ、何か様ニも村中思召次第ニ可被成候、為後日証人を立一札仍而如件

上舟原村本人　徳入　印
一門　安右衛門　印
同断　伊左衛門　印
下舟原村立会　仁左衛門　印
上舟原村同　福泉寺　印

正徳四年
午十月六日
名主
組頭
惣百姓中

［鈴木―第二号］

差上申一札之事

一、此度平賀源内様、芒消為御尋御越被成候ニ付為御案内御出、私共被為立寄御取集、其上御製法被成候所ニ、芒消ニ紛無御座候段被仰聞、依之右吹出し候湯場ハ村中持ニ有之候哉、又ハ百姓壱人之所持ニ有之候哉、御尋ニ御座候

此義ハ古来より彦右衛門と申百姓之持高ニ入候居屋ニ而、近所ニ有之候田畑迄も彦右衛門囲之内ニ御座候へハ、以来村中之百姓共相障候義も

無御座候間、右之段源内様へ申上候通相違無御
座候
右之通平賀源内様御尋ニ付、申上候趣少も相違無
御座候所、為其印形差上申候、以上
巳十二月　間部玄蕃知行所
上舟原村　名主　源右衛門
組頭　五兵衛
百姓代　平右衛門
江川太郎左衛門様御手代
柏木直左衛門様

[鈴木―第三号]
差出申一札之事
此度芒消為御用、平賀源内様、韮山御役所柏木直左衛門様御出被遊、湯屋御尋御座候所、村方ニ而ハ古来より村せんそく湯と申上候所ニ、我等義ハ手前所持仕候様ニ申上候ニ付、村役人中請書ニ差支候ニ付、若御地頭所より御吟味御座候ハヽ、此段申訳ケ可仕候、ケ様ニ我等所持ニ申上候故ハヽ、如何様成ル義御座候共村方役人中へ御苦労掛ケ申(ママ「間」欠カ)敷候、為後日一札如件
宝暦十一年巳十二月
上舟原村
彦右衛門
名主
組頭　中
百姓代

[鈴木―第四号]
乍恐口上書を以奉願上候
一、先達而御注進申上候薬種御用御役人衆中様湯場へ御出被遊御尋御座候ハ、湯坪之義ハ村分ニ候や、又ハ彦右衛門地内ニ候やと御尋御座候ニ付、組頭傳兵衛、百姓平右衛門、次郎左衛門申上候ハ、湯坪之儀ハ古来より村方せんそく湯ニ而修覆等迄村方ニ而仕候、近所田畑之儀ハ彦右衛門所持ニ御座候と申上置候所ニ、其節彦右衛門他出仕、翌日吉奈村御宿江罷出、右御役人衆様江申上候ハ、田畑之義ハ不申及ニ湯場迄も手前支配と申上候ニ付、御尤ニも思召御座候や、彦右衛門口上之趣を直ニ御薬種御差上被遊候節相添御差上被遊候由、其翌日村方名主百姓代被召出被仰渡候ハ、古来より湯場之儀も彦右衛門地内と申ニ付、其趣申上候間請印仕差上候様ニと請書御認被仰渡候ニ付、古来之儀存不申、名代斗ニ而一両年此方之名主百姓代無何心御請印形仕罷帰り候て、組頭年寄共へ申聞し候故、驚入、其翌日組頭五兵衛、百姓次郎左衛門、名主百姓代ニ差添罷出御願申上ハ、此儀ハ古来より村湯ニ而御地頭所江も村差出しニ書上申候様ニ段々申訳ケ仕候へ共、最早平賀源内様御内見ニも入候義、書替と申ハ何分難成、又々組頭印形をも可仕由被仰付、其上被仰渡候ハ彦右衛門義ハ手前

湯と申、其方立ハ村湯と申、彼是申候而ハ急御用
御間合不申、先ハ組頭印形仕其上相願候筋有之候
ハヽ、来春又々御吟味可有之候間其節相願可申、
今更御用先キニ差向彼是と申書替等仕候而ハ、我
等不吟味ニも平賀源内様思召も如何ニ御座候間、
印形相添可申段柏木直左衛門様被仰付候ニ付、御
大切之急御用殊ニ御出立前ニも御座候得ハ、無是
非組頭印形をも仕差上申候、尤村湯と申ても又ハ
彦右衛門分と申候而も御用之儀ニ候得ハ、何れ彼
是申筋ハ少も無御座候得共、古来より村湯ニ而野
湯ニ有之候所ニ村方ニ而取立、其後彦右衛門三代
先キ之徳入と申者湯場へ普請仕候得共、彦右衛門
持高ニハ入不申御除地ニ而候得ハ、御殿様御湯ニ而
村中持ニ御座候、殊ニ村中ニも右徳入普請仕ニ付、
慥成ル書印候証語(ママ)も御座候所ニ、彦右衛門所持と
申ハ得其意不申候間、被召寄急々ニ御吟味成し被
下候様ニ奉願上候
右組頭印形差支候而ハ急御用御間ニ合不申候ニ付、
彦右衛門より書付出し候ハヽ印形可仕と申、一札
取置申候ハ御地頭所より如何様成ル御吟味御座候
共申訳ケ可仕、又ハ如何様之義御座候共、村方役
人中へ苦労掛ケ申間敷と申書付取置申候
一、御屋鋪様江差上申候、村差出しニ出湯之義書入
申候や、其節名主方相尋候得共相見へ不申、此義
奉承度御座候間御申越被下候様ニ奉願上候

伊豆国田方郡

宝暦十一年　　上船原村
巳十二月晦日　名主　源右衛門　印
　　組頭　五兵衛　印
　　同断　傳兵衛　印
　　惣百姓代
　　平右衛門　印
　　長百姓
　　次郎左衛門　印

塩谷平蔵様
田村久三郎様
瀧田喜兵衛様
田川宗治様

［鈴木―第五号］

乍恐口上書を以奉御願上候

一、去暮御薬種為御尋、平賀源内様、柏木直左衛門
様当村湯場迄被遊御越御尋御座候者、湯屋田畑之
儀ハ村分ニ候哉又ハ彦右衛門分ニ候哉と御尋御座
候ニ付、組頭百姓之内罷出申上候ハ、湯坪湯屋之
儀ハ村分ニ而修覆等迄村中ニ而仕、近所田畑之儀ハ
彦右衛門分ニ御座候と申上候所ニ、其節彦右衛門
他出仕候而、翌日吉奈村御宿へ罷出手前所持と申
上候由、依之其翌日名主印形持参可致段彦右衛門
ニ被仰付候ニ付、百姓代差添罷出候所ニ、右彦右
衛門口上ニ申上候通り御請書御認被遊、請印可仕
段被仰付候ニ付、印形仕罷帰り組頭年寄へ申聞候

ニ付、驚入候者、古来より湯坪湯屋之儀ハ村分ニ紛無之、田畑之儀ハ彦右衛門分ニ候得共、古来より村洗足湯ニ而野湯之時分より村方ニ而支配仕候所ニ、彦右衛門分と申上候ハ無調法成ル儀申上候、依而早速組頭年寄御宿へ罷出、柏木直左衛門様江奉御願上候ハ、当村名主百姓代之儀ハ去年より相勤、殊ニ無調法者共ニ而名代斗り、古来之儀ハ一向存不申御請印仕差上申候得共、古来より村湯ニ紛無御座候段奉御願上候所ニ、最早平賀源内様御内見ニも入候儀、殊ニ彦右衛門ハ手前湯と申、名主百姓代迄印形仕候而彼是申候ハ不埒、御大切成ル御用先キニ向御差支ニも相成り候間、組頭印形をも相済候而相願候筋も有之候ハヽ、来春ニも至り相願可申段被仰渡候ニ付、御尤至極と奉存無滞り組頭印形をも仕差上申候、尤何れ之湯と申候而も御用之儀ニ御座候得ハ、少も相滞り申儀ハ無御座候得共、古来より村湯ニ紛無之、殊ニ彦右衛門先祖徳入と申者湯場へ普請仕候節、村方へ取置申候慥成ル書印候証拠も御座候所、彦右衛門分と名主百姓代申上候ハ重々無調法成ル儀申上候ニ付、村方合点不仕御地頭所迄も申訳ケ無之、何共右両人難儀至極仕候、何卒御慈悲を以村分御請書ニ御引替成し被下候様ニ偏ニ奉御願上候、以上

間部玄蕃知行所上船原村

宝暦十二年　名主　源右衛門　印
午正月　組頭　五兵衛　印
百姓代　平右衛門　印
長百姓　次郎左衛門　印

江川太郎左衛門様
韮山御役所

［鈴木―第六号］
（端裏書）上書下書
（本文）

乍恐口上書を以奉御願上候

一、去暮御薬種為御尋、平賀源内様、柏木直左衛門様当村湯場迄被遊御越御尋御座候ハ、湯屋田畑之儀ハ村分ニ候哉又ハ彦右衛門分ニ候哉と御尋御座候付、組頭百姓之内罷出申上候ハ、湯坪湯屋之儀村分ニ者而修覆等迄村中ニ而仕、近所田畑之儀ハ彦右衛門分ニ御座候と申上候所ニ、其節彦右衛門他出仕候ニ付、翌日吉奈村御宿へ罷出手前所持と申上候由、依之其翌日名主印形持参可致候段彦右衛門ニ被仰付候ニ付、百姓代差添罷出候所ニ、右彦右衛門口上ニ申上通り御請書御認被遊、請印可仕段被仰付候ニ付、印形仕罷帰り組頭年寄へ申聞候ニ付、驚入候者、古来より湯坪湯屋之儀も村分ニ紛無之、尤田畑之儀ハ彦右衛門分ニ候得共、古来より村洗足湯ニ而野湯之時分より村方ニ而支配仕候所ニ、彦右衛門分と申上候ハ無調法成ル義申上候、依而早速組頭年寄御宿へ罷出、柏木直左衛門様江奉御願上候ハ、当村名主百姓代之儀ハ去年より相勤、

殊ニ無調法者共ニ而名代斗り古来之義ハ一向存不
申御請印仕差上申候得共、古来より村湯ニ紛無御
座候段奉御願上候所ニ、最早平賀源内様御内見ニ
も入候儀、殊ニ彦右衛門ハ手前湯と申、名主百姓
代迄印形仕候て彼是申候ハ不埒、御大切成ル御用
先キニ向御差支ニも相成り候間、組頭印形をも相
済候而相願候筋も有之候ハヽ、来春ニも至り相願
可申段被仰渡候ニ付、御尤至極と奉存無滞組頭印
形をも仕差上申候、尤何れ之湯と申候而も御用之
儀ニ御座候得ハ、少も相滞り申義ハ無御座候得共、
古来より村湯ニ紛無之、殊ニ彦右衛門先祖徳入と
申者湯場へ普請仕候節、村方へ取置申候慥成ル書
印候証拠も御座候所ニ、彦右衛門分と名主百性(ママ)代
申上候ハ重々無調法成ル儀申上候ニ付、村方合点
不仕御地頭所迄も申訳無之、何共右両人難義至極
仕候ニ付、何卒御慈悲を以村分御請書ニ御引替成
し被下候様ニ偏ニ奉御願上候、以上

上船原村

宝暦十二年　名主　源右衛門　印
午正月　組頭　五兵衛　印
百姓代　平右衛門　印
長百姓　次郎左衛門　印

江川太郎左衛門様
韮山御役所

右ニ付、其翌年正月韮山御役所へ次郎左衛門御願
ニ罷上り、漸々願下ケ彦右衛門よりも其趣書付取
置申候

［鈴木―第七号］
（端裏書）差書(カ)下書
（本文）

差上申一札之事

一、当村彦右衛門田畑之内、温泉之儀先達而御尋之
節彦右衛門壱人之所持ニ候段申上候所、其後疾与
相糺候所、右湯場之儀ハ村中惣持ニ候間、先御尋
書惣百姓持之積御引替被下候様ニ此度奉願上候
処、如何之訳ニ而、先達而ハ彦右衛門壱人之所持之
積申之、今更惣持与申義証拠等有之哉
右書付之趣者先達而平賀源内殿江戸表江御持参被成
候義ニ而、且今ニ至不束成義申上、不埒之旨御吟
味ニ御座候
此儀先達而御尋之節者、不取合彦右衛門壱人之
持湯之積書付差上候得共、村中百姓共之内、
湯場之義ハ村中惣持之積覚候段申者有之ニ
付、書物等吟味仕候所、地所之儀ハ彦右衛門
持分ニ候得共、湯場之義者惣村支配之積、彦
右衛門先祖徳入と申者村中江差出候書附等有
之相違無御座候、右之通委細吟味不仕、先達
而者麁忽之儀申上無調法仕候、何分右之段御用
捨前書之通奉願上候
一、右湯場村中惣持与申儀者、湯坪斗之儀候哉、又ハ
湯坪覆内之義候哉御尋ニ御座候

此儀湯坪（并）弐間三間之湯小屋覆内（者）村中支配ニ（而）御座候、右湯小屋外之分（者）彦右衛門所持之地所ニ御座候

一、右彦右衛門住居致候地所反別（者）何程ニ候哉、御水帳其屋敷請ニ候哉、田畑請ニ候哉御尋ニ御座候此儀屋敷請ニ（者）無之田畑請ニ（而）、下田壱反弐畝歩、下畑壱畝拾五歩彦右衛門御縄請之地所ニ（而）有之候所、温泉有之ニ付正徳年中ニ彦右衛門家作致住居仕候

宝暦十二年（午）正月　間部玄蕃知行所
上船原村
名主　源右衛門　印
組頭　五兵衛　印
百姓代　平右衛門　印

江川太郎左衛門様
御役所

右村役人御吟味ニ付申上通相違無御座候、依之奥印仕候、以上

百姓
彦右衛門　印

右之相認差上申候下書

午正月十九日
右惣代願人
次郎左衛門　印

［鈴木―第八号］

差上申一札之事

一、当村彦右衛門田畑之内、温泉之儀先達（而）御尋之節彦右衛門壱人之所持ニ候段申上所、其後疾（与）相糺候所、右湯之儀（者）村中惣持ニ候間、先御尋書惣百姓持之積御引替被下候様ニ此度奉願上候処、如何之訳ニ（而）、先達（而者）彦右衛門壱人之所持之積申之、今更惣持（与）申儀証拠等有之哉、右書附之趣（者）先達（而）平賀源内殿江戸表（江）御持参被成候儀ニ（而）、且今ニ至不束成儀申上、不埒之旨御吟味ニ御座候

此儀（者）先達（而）御尋之節（者）、不取合彦右衛門壱人之持湯之積書付差上候得共、村中百姓共之内、湯場之儀ハ村中惣持之積覚候段申者有之ニ付、書物等吟味仕候処、地所之儀（者）彦右衛門持分ニ候得共、湯場之儀（者）惣村支配之積、彦右衛門先祖徳入と申者村中（江）差出候書附等有之相違無御座候、右之通委細吟味不仕、先達（而者）麁忽之儀申上無調法仕候、何分右之段御用捨前書之通奉願上候

一、右湯場村中惣持（与）申儀（者）、湯坪斗之儀候哉、又ハ湯坪覆内之義候哉御尋ニ御座候

此義湯坪（并）弐間三間之湯小屋覆内ハ村中支配ニ（而）御座候、右湯小屋外之分（者）彦右衛門所持之地所ニ御座候

一、右彦右衛門住居致候地所反別（者）何程ニ候哉、御水帳（者）屋敷請ニ候哉、田畑請ニ候哉御尋ニ御座候

此儀屋鋪請ニ者無之、田畑請ニ而、下田壱反弐畝歩、下畑壱畝拾五歩彦右衛門御縄請之地所ニ而有之候所、温泉有之ニ付正徳年中ニ彦右衛門家作致住居仕候

間部玄蕃知行所
上船原村
午正月　名主　源右衛門　印
江川太郎左衛門様　組頭　五兵衛　印
御役所　百姓代　平右衛門　印

右村役人御吟味ニ付申上通相違無御座候、依之奥印仕候、以上

百姓
彦右衛門　印

［鈴木―第九号］ほぼ、同文面アリ
午恐書附を以奉願上候
一、当村彦右衛門田畑之内ニ温泉有之、右湯場近所より芒消出、先達而御製法被成其節右湯場之儀村中持ニ候哉、彦右衛門壱人之所持ニ候哉御尋ニ付、彦右衛門壱人所持候段名主、組頭、百姓代書附差上候処、其後前々書物等相糺候所、彦右衛門所持之田畑之内ニハ候得共、湯場之儀ハ村中洗足湯と申、惣百姓支配致来り、彦右衛門壱人之所持ニ而者無御座候、先達而ハ差掛り候御尋ニ付右之通申上無調法仕候、依之其節之御尋書、湯場之儀ハ村中惣持之積り被成、御引替被下候様ニ奉願上候、以上

間部玄蕃知行所上舟原村
宝暦十二年午正月　名主　源右衛門
組頭　五兵衛
百姓代　平右衛門
百姓　彦右衛門　印
江川太郎左衛門様
御役所

［鈴木―第十号］
（端裏）差上申候下書
（本文）
午恐差上申一札之事
一、去暮御尋御座候湯場之義、湯坪ハ不及申湯屋敷迄も古来より村分ニ御座候所ニ、我等前々之儀ハ存不申故、手前所持と申上候義無調法ニ御座候間、此段御免被下候様ニ奉願上候、以上

上舟原村
宝暦十弐年
午正月　百姓　彦右衛門　印
江川太郎左衛門様御手代
柏木直左衛門様

［鈴木―第十一号］
差上申一札之事
一、村中惣持之湯場ニ而芒消御薬種御用ニ付、御役

人衆中様御越被遊候ニ付、人馬等ハ不申及ニ諸入
用相掛り候共、少も無違背急度差出し相勤可申候、
尤右御薬御用ニ差上徳用等も有之候者村中惣割ニ
可仕候、為後日加判仕一札仍如件

豆州田方郡上船原村

宝暦十弐年　　平右衛門　印
午ノ閏四月　　久右衛門　印
惣右衛門　印
七左衛門　印
長兵衛　印
次兵衛　印
源右衛門　印
伊兵衛　印
仙右衛門　印
惣兵衛　印
利兵衛　印
弥惣右衛門　印
五郎右衛門内
善左衛門　印
作兵衛　印
善三郎　印
伝兵衛　印
平右衛門
後家　印
六右衛門　印
清八　印

勘四郎　印
又右衛門　印
重右衛門　印
平三郎　印
権三郎　印
長　七　印
五兵衛　印
三郎右衛門　印
次五右衛門
吉兵衛　印
六兵衛　印
勘左衛門　印
仁右衛門　印
平兵衛　印
惣左衛門　印
又左衛門　印
尚右衛門　印
長　助　印
長左衛門　印
庄左衛門　印
彦左衛門　印
彦右衛門　印
覚右衛門
半兵衛　印
善兵衛
後家　印

傳右衛門　印
茂兵衛　印
弥右衛門　印
新田惣代　弥左衛門　印
同断　三郎兵衛　印
同断　半左衛門　印

御名主次郎左衛門殿

［鈴木―第十二号］ほぼ、同文面（印なし）アリ

芒消製法伝授之事

一、此度当村江御出被下、芒消之致方一通七人之者共江御伝授被下、畑地作り様之趣迄委細得心仕候、然ル上ハ当八月より製法場所相仕立、弥以出情仕御伝授之通製法可仕候、芒消出来次第早速為御知御案内可申入候、為念一札仍如此御座候、以上

上舟原村
名主　次郎左衛門　印
年寄　源右衛門　印
同　長左衛門　印
同　伊兵衛　印
同　五兵衛　印
同　平右衛門　印
同田畑持主　彦右衛門　印

宝暦十二年午壬五月廿三日　田村元雄老

右之通相違無御座候、当秋より致出情候様ニ可申付候

間部玄蕃内
田村直左衛門

［鈴木―第十三号］

差上申一札之事

一、今度芒消出生仕候ニ付、田村元雄様御見分上、名主組頭百姓代製法之御伝授被遊、猶又普請等迄被仰付八月より取掛可申候、尤右人数之内不寄何事ニ違論口論無之様ニ急度相慎、御普請出来仕芒消取立差上可申候、依而一札差上申候、以上

上船原村
彦右衛門　印
長左衛門　印
伊兵衛　印
五兵衛　印
平右衛門　印
源右衛門　印
次郎左衛門　印

宝暦十二年
午六月

田直左衛門様

［鈴木―第十四号］

書上申芒消畑屋鋪之事

一、下田壱反弐畝歩　芒消畑潰地
内六畝歩　生地之分
残六畝歩

右者去ル未ノ秋、田川宗治様、塩谷平蔵様御見分之上、
右芒消畑潰地為御引替地生地無年貢ニ成被下候、尤
彦右衛門居屋敷通り者下畑壱畝拾五歩御年貢御上納
相勤申候、此度御改ニ付書上申所依而如件

豆州上舟原村
地主　彦右衛門

明和三年
戌四月

前書之通相違無御座候ニ付、奥印仕差上申候、以上

百姓代　惣右衛門
組頭　市右衛門
同断　弥惣右衛門
名主　次郎左衛門

瀧田喜兵衛　様
金子左治馬　様
亀井金右衛門様
塩谷平蔵　様

［鈴木―第十五号］

舟原村芒消、近頃吹出シ無甲斐候段田村元雄様江相
届候ニ付、殿様より御勘定奉行伊奈備前守様江其
段御掛合被成候様、備前守様より元雄様江御談被成、
元雄様方ニ而一式御引請、芒消場所手入有之、村方
一向物入無之様御普請有之候之筈ニ候間、其分可被
相心得候、猶御取掛り之節者又々可申遣候、以上

亀井金右衛門

五月五日

金子左治馬
瀧田喜蔵

塩谷平蔵殿
上船原村
名主
次郎左衛門殿

［鈴木―第十六号］（図4～10）

芒消製法伝授之事

一、八九月之頃ニ至り地面ニ自然と霜之形之如く吹
キ出ス、是を払ひ取りて其侭なる者此を朴消と云、
一説ニ一煎する者を朴消と云ハ非なり、長崎ニて
此を呼て灰手の芒消と云なり
一、朴消を採りて澄桶の内へ入れて熱水を以て上よ
り淋て汁をかすめ取り、鍋の内ニ入れて煎しつめ
るなり、三分の一を取り器ニ入れて一夜置く時
ハ、水の中ニ氷の如く細く凝りて芒消出来る也、
細く芒の如くニ長し、故ニ此を芒消と云へり
一、一法に淋汁を取りて煎して桶の内ニ入置ク、水澄
て下の滓を去りて、其内へ蘿蔔を薄く切りて鍋の
内ニ入れて、芒消の水にて能く煎し、熟して大根
を取り出し捨るなり、大卒水三升ニ大根一二本位
入るゝ也、夫より三割ニ煎し結め、一夜寒所ニ置
く時ハ皆凝りて芒消と成る也、如此製する時ハ、
悪敷塩味去りて味薄く成る也

一、芒消地面拵方之義ハ、上へ屋根蓋を作り雨の入らさる様ニ作る事第一なり、地面之義ハ下卑ニ拵へ上より下へ水を廻し、右の屋根の内を通すへし、寒気盛ニなる時ハ早朝ニ悉く霜の如くニ浮キ上ルなり、是をへらにてけづり採りて桶の内へたくわへ置キ、一同ニ取り起して桶の中へ入れて熱湯にて下へ芒消水を引き取るへし、夫より法の如く煎する也

一、澄桶拵様之義ハ、先ツ桶の下へ飲ミ口を附て下ニハ垂桶を用意致し置くへし、桶之内ニハ籾糠を厚サ二寸位平に鋪、其内へ芒消のけつり土を入れて其上より熱湯を掛るなり、其時に至りて下の飲口より濁水下る也、是を芒消の実水と云なり

一、扨又桶の内ニ凝たる芒消、取り出し見る時に、色少々赤くうるむ事もあり、此時に至り白色ニ致す事、別に法有り、先ツ盆の内に冷灰を鋪き、其上に紙を攤けて芒消を上に置き、霧の如く細かなる冷水を散降し暫置く時ハ、芒消の色、即時ニ変して皆白色となるなり

一、芒消薬肆にて百六十目一斤也、此物第一風に中る事を禁すへし、たくわへ置時、或ハ諸方へ遣す時者蜜封して気のぬけざる様ニ致す事肝要也

一、川消、塩消、土消
　以上ハ産所ニ因而名とす
一、盆消、馬牙消、英消
　以上ハ形に因而名とす
一、甜消、風化消、玄明粉
　以上ハ製法に因而名とす、其詳事ハ此に略す

宝暦十二壬年五月廿三日

田村元雄謹記（印）

豆州田方郡上船原村農長

［鈴木―第十七号］

（封筒裏）

江戸神田紺屋丁（図11～12）

田村元雄

（封筒表）

豆州上舟原村ニ而

次郎左衛門殿

源右衛門殿

彦右衛門殿

（本文）

以手紙申述候、先以其御地皆々御替も無御坐珍重之御事存候、然ハ五月中ハ其御地へ参候而彼是御心世話ニ相成り忝存候、首尾能江戸着も仕候ニ付以手紙御礼申述候、弥以当月末より芒消製法御取掛之段も可有御坐と存候、弥出来仕候ハヽ、艸々為御知も被成候、其趣　御上江も申上候事ニ御坐候得□（虫損）、御左

右相待居り申候、右様ニ御心得可被成、以上
八月十一日
猶〳〵、御連中へハ一々ニハ御各書不申候間、何分〳〵宜鋪〳〵御伝書奉頼入候、以上
田村元雄
坂登（花押）

次郎左衛門殿
源右衛門殿
彦右衛門殿

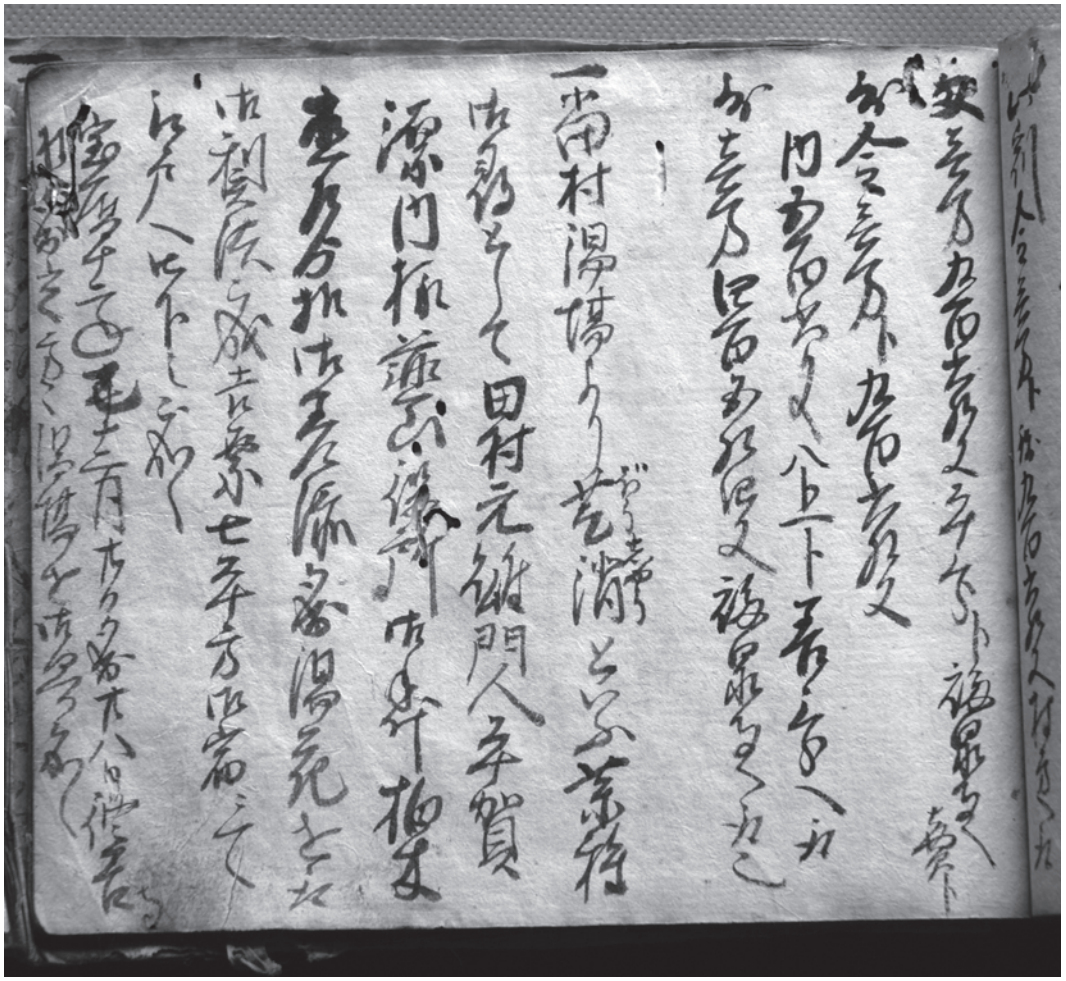

図１　平賀源内の伊豆船原来訪を伝える鈴木家の「御用留」（２－１）

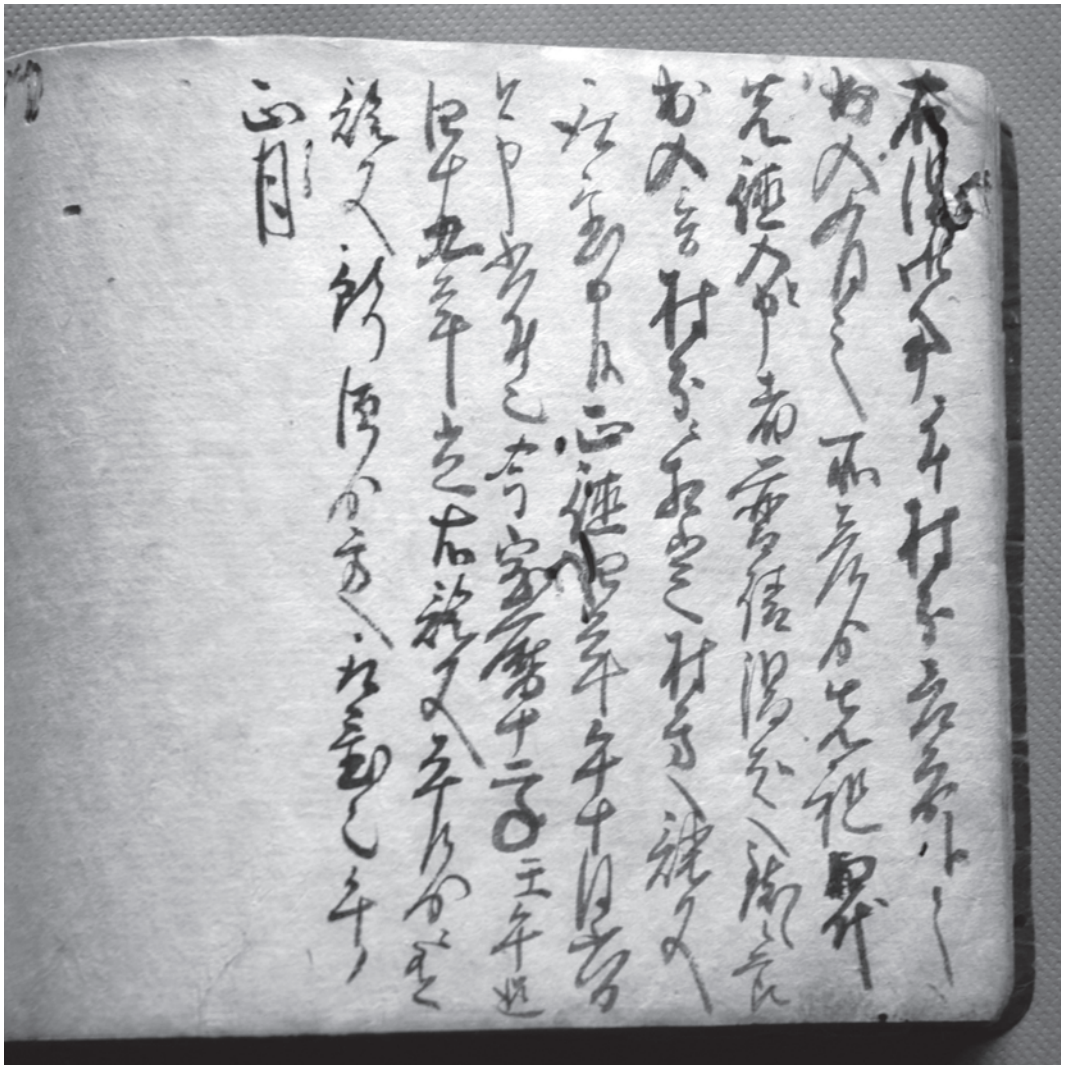

図２　平賀源内の伊豆船原来訪を伝える鈴木家の「御用留」（２－２）

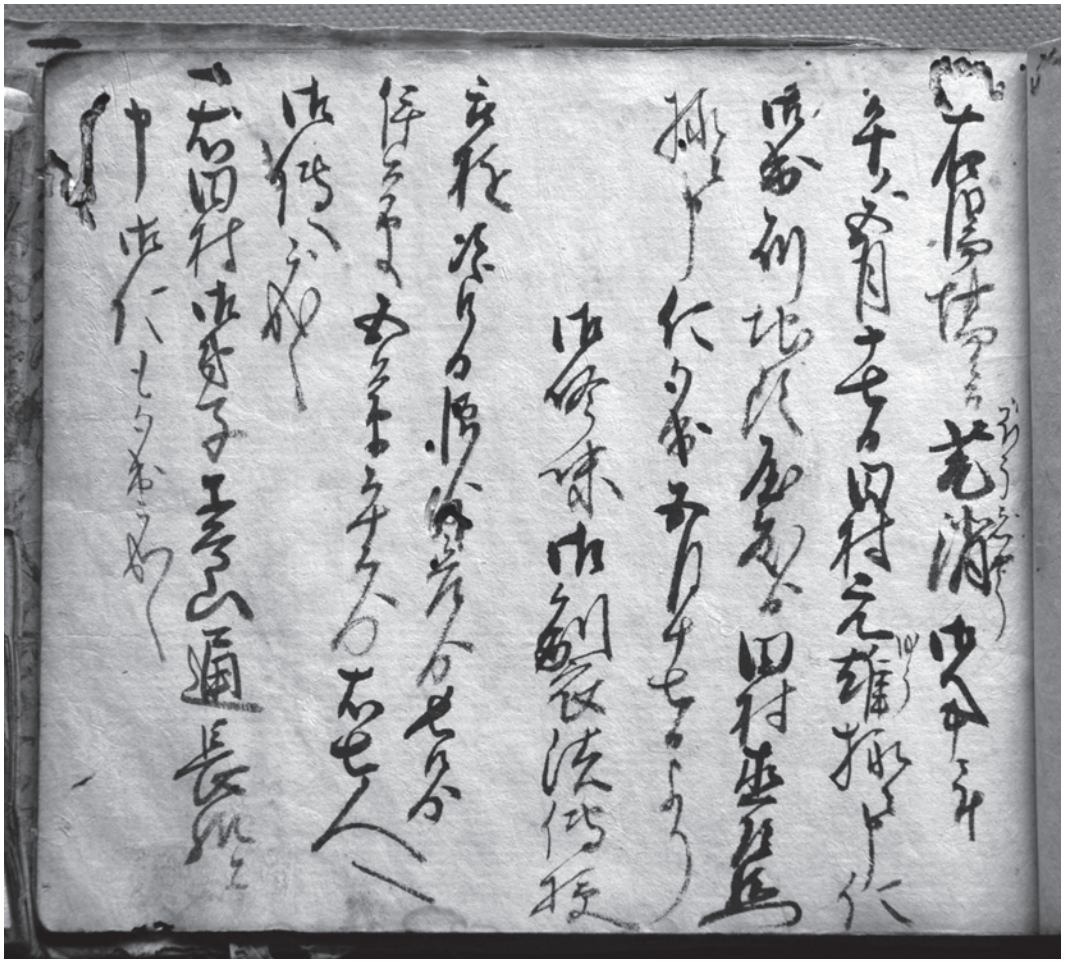

図３　田村藍水の伊豆船原来訪を伝える鈴木家の「御用留」

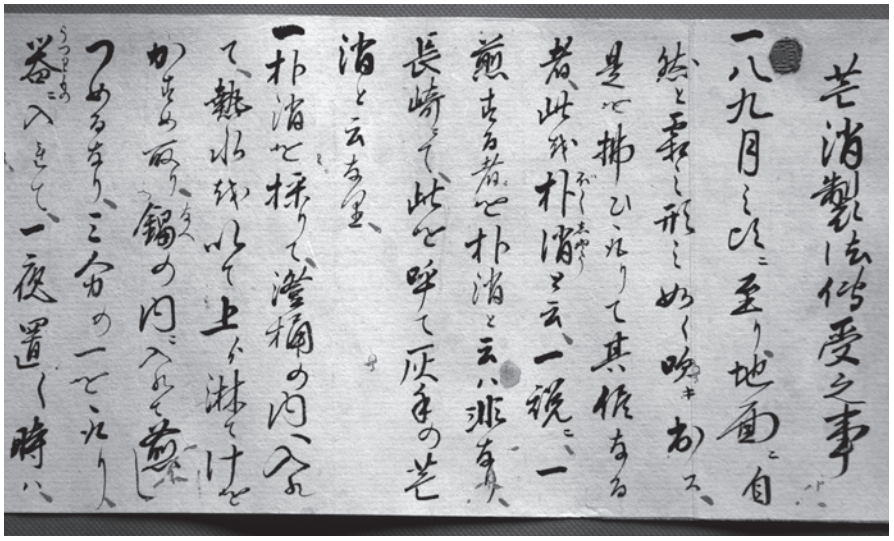

図５　「芒消製法伝授之事」（７－２）

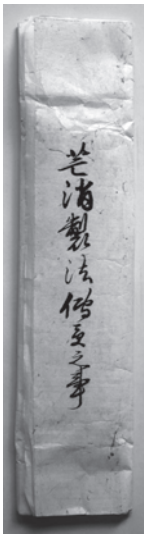

図４　「芒消製法伝授之事」（７－１）

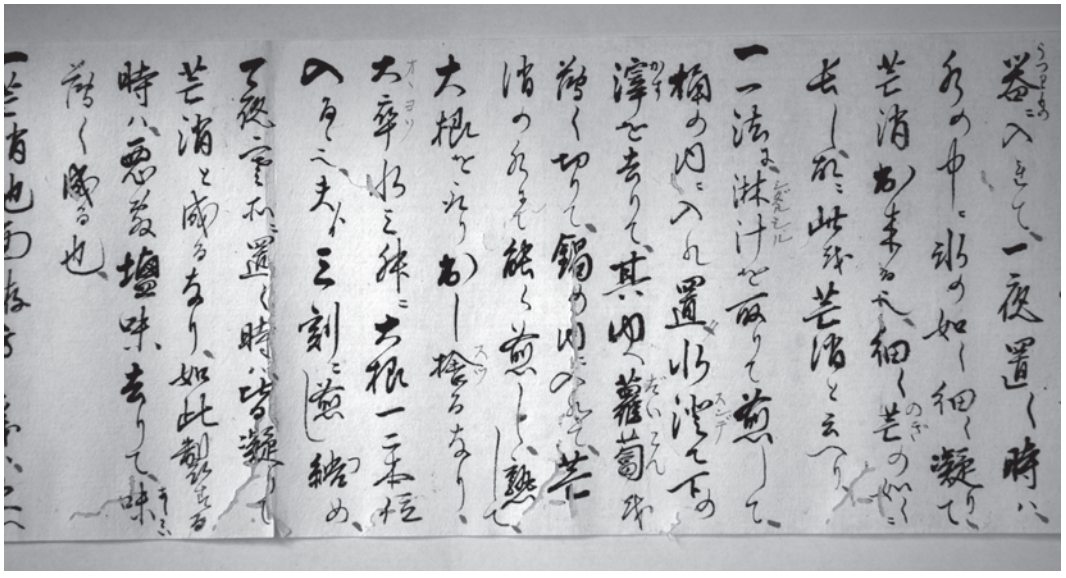

図６　「芒消製法伝授之事」（７－３）

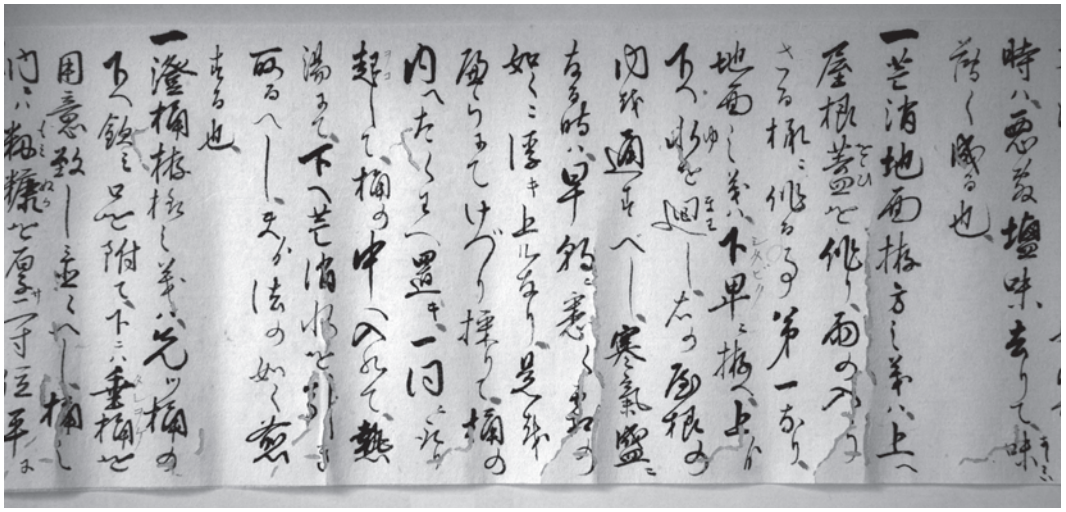

図７　「芒消製法伝授之事」（７－４）

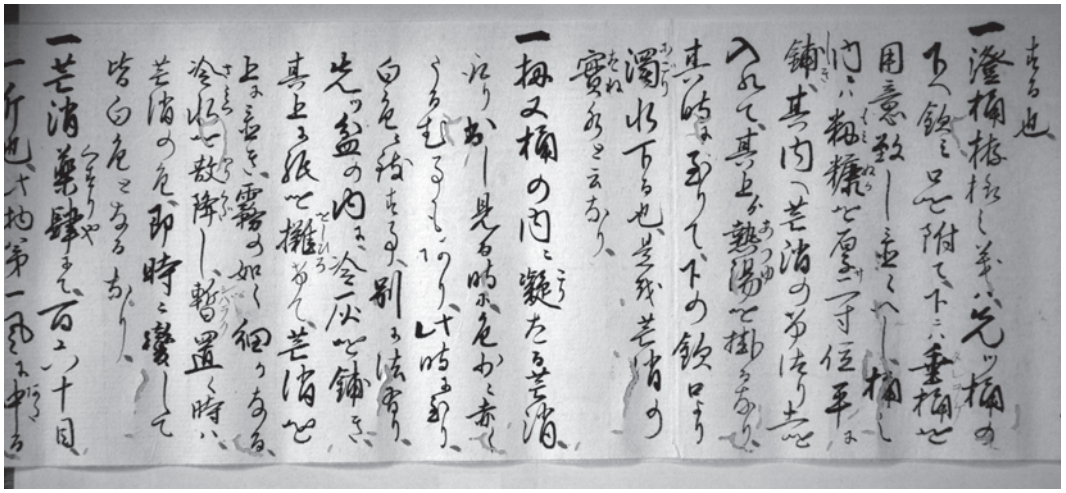

図８　「芒消製法伝授之事」（７－５）

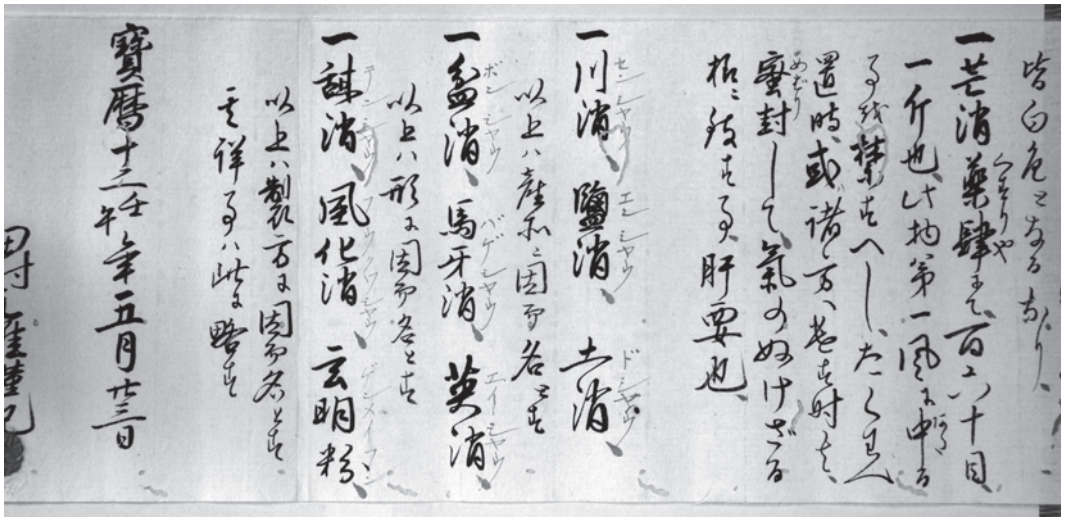

図９　「芒消製法伝授之事」（７－６）

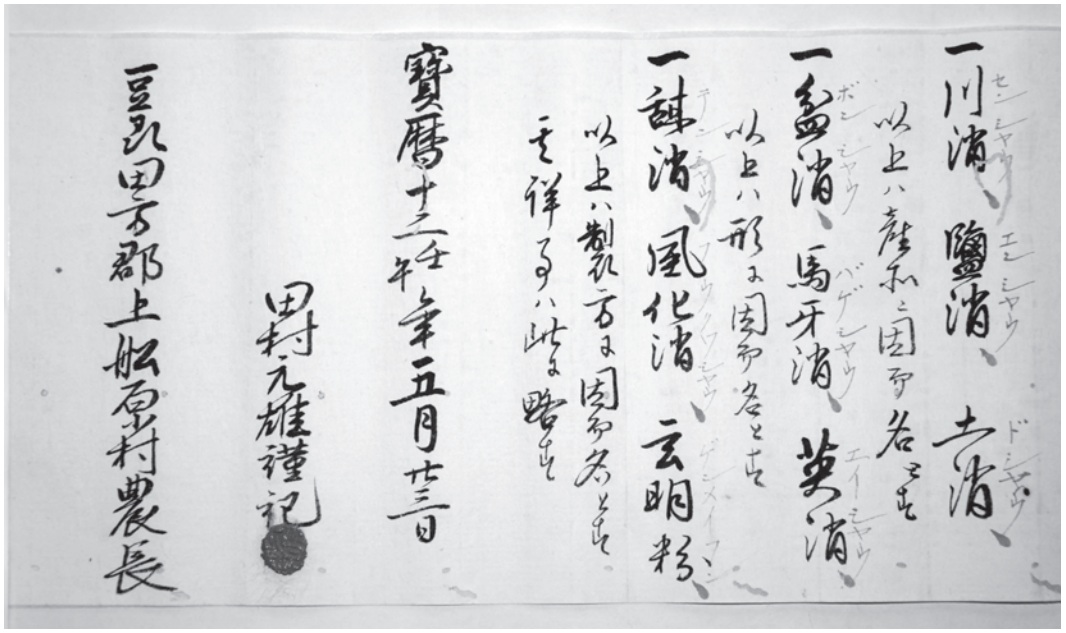

図10　「芒消製法伝授之事」（７－７）

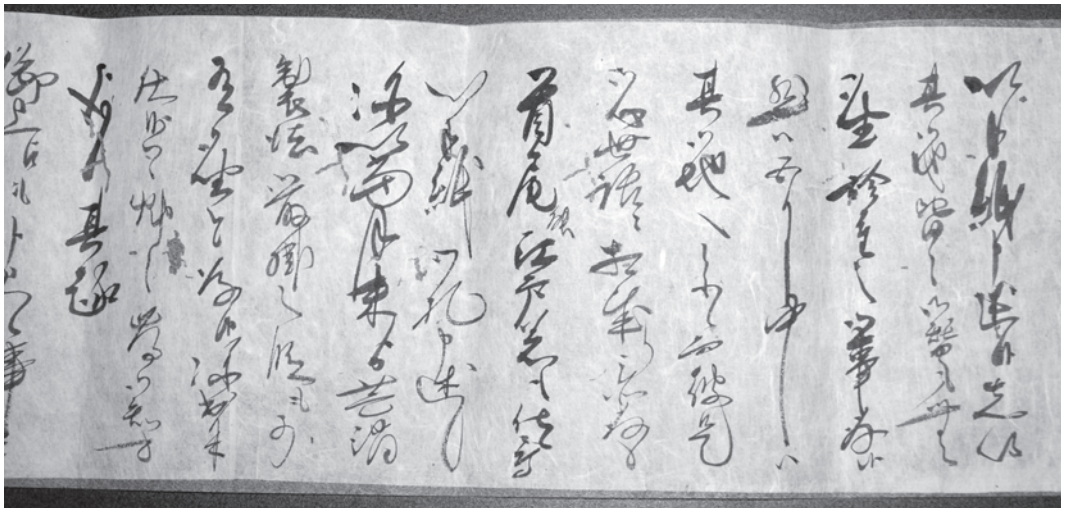

図11 「田村元雄の書簡」（２－１）

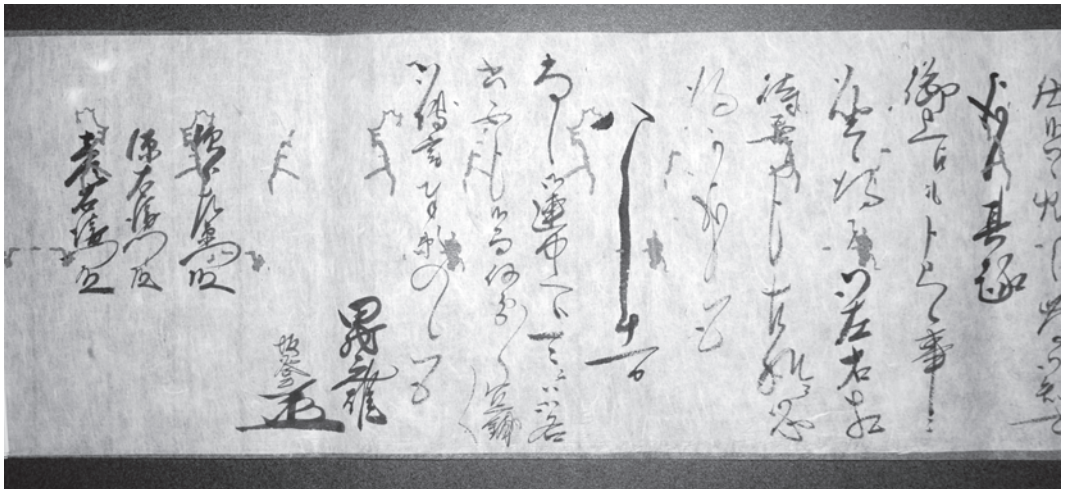

図12 「田村元雄の書簡」（２－２）